

2010年7月19日
マックスバリュ西日本株式会社

競売入札妨害等に関わる弊社元従業員の逮捕について

本日、弊社元従業員が、呉市交通局東営業所用地（現マックスバリュ広東店）賃借の入札に関し、競売入札妨害等の容疑で逮捕されました。

この度、お客さま、株主さまをはじめとする関係各位の皆さまの信頼を裏切り、ご不信を招く事態を起こしたことを深くお詫び申し上げます。今後このようなことを二度と引き起こさぬよう全従業員が一丸となり再発防止の取り組みを行い、お客さまの信頼回復に努めてまいります。

記

1. 捜査の状況

2010年5月下旬以降、警察による当該元従業員等の事情聴取が断続的におこなわれました。

2. 本件の概要について

弊社は、広島県呉市にある旧マックスバリュ広東店の拡張予定に伴い、呉・広地区の物件を探索していたところ、呉市交通局が、中期5ヵ年計画で、バス転回場（広東、警固屋）の2箇所について有効活用の方針を発表していたことから、呉市交通局担当者と交渉を始めました。当該元従業員は、新店用地を確保することが自身の責務であるという使命感により、呉市交通局担当者と会食を通じて懇意になり、他社の入札保証金額の教示を受け、競売入札妨害に関わるなどの不適切な行為の事実が発生いたしました。

3. 本件の原因について

当該元従業員の法令遵守の意識の低さと当該部署の管理不徹底が原因であると考えております。

4. 弊社の対応

代表取締役社長 藤本 昭を調査委員長とし、弁護士の協力のもと、事実関係を調査する調査委員会を継続的に開催しております。

法令を遵守する企業風土を図るため、弁護士を含めたコンプライアンス委員会を立ち上げました。

その他、現在までに、接待交際費支払い手続きの厳格化、監査項目の追加変更、スタッフ社員全員へのセミナーの開催を実施しました。

社内処分については、当事者に対して「解雇」、また関係者に対しては、「減俸、並びに降格等」の処分を行いました。

以上